

県有財産売買契約書（案）

売払人と歌山県（以下「甲」という。）と買受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産の売買仮契約を締結する。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年歌山県条例第1号）第3条の規定に基づく歌山県議会の議会に付し、可決を得（以下「議決」という。）、かつ、本契約書第5条に規定する契約保証金を納付したときは、これを本契約とみなす。

（信義誠実の原則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、甲の所有する回転翼航空機防災ヘリコプター「きしゅう」（以下「売買物件」という。）を次条の売買代金で乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

2 前項の売買物件の仕様及び付属品等については、仕様書のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買物件の売買代金（以下「売買代金」という。）は、金-----円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 -----円）とする。

（支払方法）

第4条 乙は、議決後の翌日から起算して15日以内に、甲の発する納入通知書により、売買代金を甲に支払わなければならない。

（契約保証金）

第5条 乙は、議決後、直ちに、契約保証金として金-----円を甲に納付しなければならない。

2 乙がこの契約に定める義務を履行しないために甲がこの契約を解除したときには、乙が納付した契約保証金は、甲に帰属する。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転するものとする。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲、乙両者は、売買物件の所有権が乙に移転した後、甲乙協議の上決定した期日に甲の指定する場所において、甲、乙立会の上、引渡しを行い、受渡証書を相互に取り交わすものとする。

2 乙は、売買物件を令和5年10月24日までに搬出するものとし、搬出にかかる維持管理及び搬出に要する費用については、すべて乙の負担とする。

（法令の規定に基づく手続き等）

第8条 乙が前条の規定により引渡しを受けた後における法令の規定に基づく手続き等は、すべて乙において履行するものとし、甲は一切その責めに任じない。

（危険負担）

第9条 乙は、第6条に規定する所有権の移転の時から第7条に規定する売買物件の引き渡しまでの間において、売買物件が甲の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、その損失は乙の負担とし、甲に対して、売買代金の減免又は契約の解除を請求することができない。

（瑕疵担保）

第10条 乙は、仮契約締結後、売買物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても、瑕疵の

修補、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができない。

(使用等の禁止)

第 11 条 乙は、契約締結の日から 5 年間、売買物件を和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下同じ。）、同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは同条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）の活動等の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第 12 条 甲は、前条に定める使用等の禁止に関し、必要があると認めるときには、乙に対し、売買物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前 2 項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第 13 条 乙は、第 11 条に定める義務に違反したときは、契約金額の 10 分の 3 に相当する額を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条第 3 項に定める義務に違反して調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を、違約金として甲に支払わなければならない。

3 前 2 項の違約金は、第 16 条に定める損害賠償にかかる損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときには、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙（自己又は自法人の役員等（役員、顧問及び相談役）その他経営に実質的に関与している者をいう。）が次のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

(1) 暴力団員等であると認められる者。

(2) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

(3) 自己、自法人の役員等若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者。

(4) 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

(5) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

(6) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者。

(7) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる行為などを行った者。

(原状回復及び返還金等)

第 15 条 乙は、甲が第 14 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きにおいて、売買物件が滅失又は毀損しているときは、契約解除

時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登録の承諾書を甲に提出しなければならない。

4 甲は、第14条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

5 甲は、第14条の規定により解除権を行使したときは、乙が支出した一切の費用を償還しない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときには、その損害の賠償を乙に請求することができる。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第15条第4項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(訴訟管轄)

第19条 この契約に関する訴訟の管轄裁判所は、和歌山地方裁判所とする。

(疑義等の決定)

第20条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山県知事 岸 本 周 平 ⑩

乙 (住所)

(商号又は氏名)

(法人代表者役職及び氏名) ⑩